

## 適正な飼養管理の基準の具体化に係る検討の方針について

### ○ 基本的な視点

- 改正動物愛護管理法第21条の規定に基づき、動物の健康・安全の保持及び生活環境の保全上の支障の防止の観点から基準を設定する。
- 自治体職員が、遵守状況を容易に確認し明確に判断でき、根拠を持って必要性を説明できる基準にする等、基準の実用性の観点を考慮する。
- これまでの検討を踏まえ、アニマルベースメジャーの考え方を基本として、動物の行動や状態に着目した検討を進める。
- 動物愛護管理法に基づく遵守基準は、行政法上の許可制度として守らなければならない義務規定を定めるものであることから、公共の福祉に適合する目的のために必要かつ合理的な措置でなければならないため、許容される最低限の水準の設定に留めざるを得ない。理想的な飼養管理のあり方については、遵守基準とは別に検討する必要がある。
- 規定の趣旨を踏まえ、第二種動物取扱業においても準用されていることから、規定の検討にあたって留意する。

### ○ 犬猫にかかる項目ごとの検討の方針

#### 1. 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

##### 1.1 基本的な考え方

動物の飼養及び保管にあたっては、動物にとって必要な運動、休息及び睡眠を確保するとともに、健全に成長できるよう、動物の種類、生態、習性、生理を考慮した施設・設備を備える必要がある。

現行規定において、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うことができる十分な広さと空間等の定性的な規定が置かれているものの、自治体職員が現場で確認する際に、より客観的で判断しやすい基準が求められている。

##### 1.2 検討事項案

- ケージの大きさ
- ケージの構造

##### 1.3 検討の視点・ポイント

- 動物種・品種による体格や行動の違いを考慮する必要性
- 海外の基準の制度的位置づけや規制の実効性の確認
- 飼養状況（期間・頭数等）、適切な管理方法を考慮した基準の妥当性

#### 1.4 参考情報（関連する海外の基準、自治体要望、自治体上乘せ）

- 体高に基づいたケージ等のサイズ・面積指定（仏、独）
- 体重に基づいたケージ等のサイズ規定（英）
- 体長に基づいたケージ等のサイズ規定（米）
- 実験動物に対するケージサイズ規定（ILAR<sup>1</sup>規格）

## 2. 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項

### 2.1 基本的な考え方

動物の飼養管理及び飼養施設・飼養設備の管理を適切に行うためには、取り扱う動物の種類及び数、施設・設備の構造及び規模等に応じて、適正な数の従業員を配置する必要がある。

一部事業者において、適切な飼養管理ができない状態まで飼養頭数を増やしている事例等が確認されたことから、従業者の員数に関して基準を明確化することが求められている。一方、それぞれの事業者の飼養頭数、施設の規模及び備える設備によって、従業員が適切な飼養管理を行える範囲が異なることから、どの要素に着目するのが最も適切か精査する必要がある。

### 2.2 検討事項案

#### ➤ 従業員に関する事項

### 2.3 検討の視点・ポイント

- 規模に見合った適切な飼養管理を維持するための従業員に関する規定において、何を基準とするのか（飼養頭数、事業所の規模、施設・設備の広さ等）

### 2.4 参考情報（関連する海外の基準、自治体要望、自治体上乘せ）

- 職員1人あたりの最大飼養頭数の規定（英、独、自治体要望）
- 常駐しなければならない責任者の人数（英）
- 責任者に必要な資格（英、独、自治体要望）
- 責任者以外の職員に必要な資格（英）

## 3. 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項

### 3.1 基本的な考え方

動物の健康・安全の確保のためには、種類、習性等に応じた適切な温度・湿度の維持及び日照の確保等が必要である。また、施設を常に清潔にして周辺環境保全に努める等、動物のみならず、人の生活環境の保全にも努める必要がある。

環境については、管理状態を総合して判断することが必要であるが、自治体職員が全体の状態を容易に確認できる指標の設定が求められている。

---

<sup>1</sup> Institute for Laboratory Animal Research（実験動物研究所）

### 3.2 検討事項案

- 環境管理に関する事項（臭気・騒音・日照サイクルの確保等）
- 環境管理のための設備の設置（温度計・湿度計等）

### 3.3 検討の視点・ポイント

- 飼養施設の構造（屋内か屋外か等）を考慮する必要性
- 動物の種類、習性等に合わせた基準にすること
- 運用・管理にあたって実態や実効性を考慮する必要性

### 3.4 参考情報（関連する海外の基準、自治体要望、自治体上乘せ）

- 温度基準の設定（英）
- 飼養動物の欲求に応じた温度及び湿度を維持（英、仏、自治体要望）
- 施設及び健康状態に関し、最低でも1日に1回巡回（英、仏、独、米）
- 自然採光又は十分な照明で明るさを確保（日周サイクル確保・夜間時の消灯含む）（英、仏、独、米）

## 4. 動物の疾病等に係る措置に関する事項

### 4.1 基本的な考え方

動物の健康・安全を保持するためには、日常的な健康管理を行い疾病等の予防に努めるとともに、疾病等が発生した場合は速やかに必要な措置を講じるなど、適切な対応を行う必要がある。

### 4.2 検討事項案

- 疾病が疑われる場合の適切な対応（隔離等）
- 日常的な健康管理に関する事項（健康診断等）

### 4.3 検討の視点・ポイント

- 疾病ごとに適切な対応が異なることを考慮する必要性
- 事業形態に応じた飼養状況（期間・頭数等）を考慮する必要性
- 飼養施設の構造を考慮する必要性

### 4.4 参考情報（関連する海外の基準、自治体要望、自治体上乘せ）

- 定期的な獣医師からの往診（英）
- 動物に問題が生じたときに追跡調査ができるよう、体重とBCS（ボディ・コンディショニング・スコア）等体型を記録及び保管（英）
- 感染症罹患の危険性が高い状態の動物、他の動物に危害を加えるおそれのある動物等の隔離するための施設または設備の設置（自治体上乘せ）

## 5. 動物の展示又は輸送の方法に関する事項

### 5.1 基本的な考え方

動物の展示・輸送に当たっては、動物に過度の苦痛を与えないよう適切に行われる必要がある。

特に、輸送については、動物によってはストレスとなりやすく、輸送中は給餌・給水及び温度の管理等について、通常よりも困難となる可能性が高いことや通常とは異なる配慮が必要となる場合があることから、輸送時の動物の安全の確保、衛生の管理及び逸走防止をはかるため、輸送条件やアフターケア等の輸送の方法に関する基準を具体化することが求められている。

### 5.2 検討事項案

- 輸送条件に関する事項（時間、輸送中の設備等）
- 輸送後の健康確認に関する事項
- 展示条件等に関する事項（展示時間等）

### 5.3 検討の視点・ポイント

- 異なる輸送方法（自動車と航空機等）を考慮する必要性
- 動物種・品種による体格の違いを考慮する必要性
- 移動中の動物の安全確保の視点
- 適切な輸送時間の判断と休憩時間の必要性

### 5.4 参考情報（関連する海外の基準、自治体要望、自治体上乘せ）

- 給餌・給水時間に関する規定（EU）
- 犬猫の移動履歴に関する記録の保存（事業者間取引含む）（自治体上乘せ）
- 輸送完了後、販売施設において一定期間の健康確認を行った後に販売の努力義務（自治体上乘せ）

## 6. 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定 その他の動物の繁殖の方法に関する事項

### 6.1 基本的な考え方

みだりに繁殖させることによる動物への過度の負担を避けるとともに、遺伝性疾患等に留意する必要がある。

動物種や品種によって適切な繁殖方法に関する時期や頻度が異なり、一律の規制が困難であるという意見がある一方、繁殖においては、母体への負担や健康面での悪影響等が指摘されていることから、基準の具体化が求められている。

なお、繁殖状況については、自治体が指導を行う際に動物及び施設・設備の状態から基準の遵守状況を確認・判断することが困難であることから、実用性を考慮する必要がある。

## 6.2 検討事項案

- 繁殖に関する事項（出産回数、年齢、出産間隔等）

## 6.3 検討の視点・ポイント

- 適正な飼養管理の状態を維持するためにどのような規定が妥当か
- 品種（体格等）による繁殖適齢期等の違いを考慮する必要性
- 飼養状況（規模・頭数等）及び繁殖実態を考慮する必要性

## 6.4 参考情報（関連する海外の基準、自治体要望、自治体上乘せ）

- 繁殖用の雌の飼養頭数（英、仏）
- 一定期間における出産回数の規定（英、仏）
- 繁殖開始年齢の規定（英）

## 7. 動物の管理に関する事項

### 7.1 基本的な考え方

動物に必要な運動、休息及び睡眠を確保するとともに、健全に成長できるよう、適切な管理が行われる必要がある。

### 7.2 検討事項案

- 動物の管理に関する事項（適度な運動の確保、社会性の習得ができる飼養方法、繋留等に関する事項、遊具の設置等）

### 7.3 検討の視点・ポイント

- 動物種・品種による違いを考慮する必要性
- 個体ごとの発育状態及び健康状態を考慮する必要性
- 動物同士及び人との接触方法を検討する必要性

### 7.4 参考情報（関連する海外の基準、自治体要望、自治体上乘せ）

- 毎日適度な運動をする時間と場所を与える（英、仏、独、米、自治体要望）
- 治療中など特別な場合を除き、ケージに入れっぱなしや、（犬の場合）繋留につなぎとめておく飼育は禁止。（英、仏、独）
- 1日あたりのケージ内の時間の設定（ケージから出す時間を設ける）（英）

## 8. その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

### 8.1 基本的な考え方

現行規定においては、その他遵守すべき基準として、広告や販売時の表示事項、取引状況の台帳記録に関する事項等が定められている。1～7の項目以外で、具体化するべき事項や追加するべき事項等がないか検討する必要がある。

## 8.2 検討事項案

- その他の必要な事項